

株式会社 cheers 人権方針 (2025 年 5 月制定)

株式会社 cheers は、弊社と従業員が相互信頼のうえに立ち、従業員の福祉の向上と社業の発展を掲げ事業を展開してきました。

弊社はレディースを中心に「made in Japan」にこだわり、クオリティーの高い製品作りを目指し、「感謝の気持ちと愛情の詰まった製品をお届けすること」を常に心がけ、様々なお客様のニーズにお応えしております。

これからも、お客様、社員、株主、パートナーが社会活動における共存共栄が不可欠であり、人権の尊重はその基盤となります。株式会社 cheers は、事業に関わる人々の人権を尊重し、人権侵害を直接的に引き起こす、あるいは助長することがないよう、人権課題への感度を高め、対処に努めることをここに宣言します。

本方針は、株式会社 cheers の創業理念及び企業理念に基づき、人権尊重への取り組みについての約束を社内外のステークホルダーに向けて明確に示すものです。

国際人権基準の尊重

株式会社 cheers は、「国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)」、をはじめとする以下の国際的な人権基準を支持、尊重します。

- 国際人権章典: 全ての人が享受すべき基本的な権利を規定。
- 労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)の宣言: 労働における基本的権利を規定。
- ビジネスと人権に関する指導原則: 「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の 3 つの柱から構成される全ての国と企業が尊重すべきグローバル基準。
- 経済協力開発機構(OECD)多国籍企業ガイドライン: OECD 加盟国をはじめとする多国間で合意された企業の責任ある行動に関する包括的な行動指針。
- 国連グローバル・コンパクト 10 の原則: 国際的なサステナビリティイニシアティブである国連グローバル・コンパクトが掲げる人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる 10 の原則。

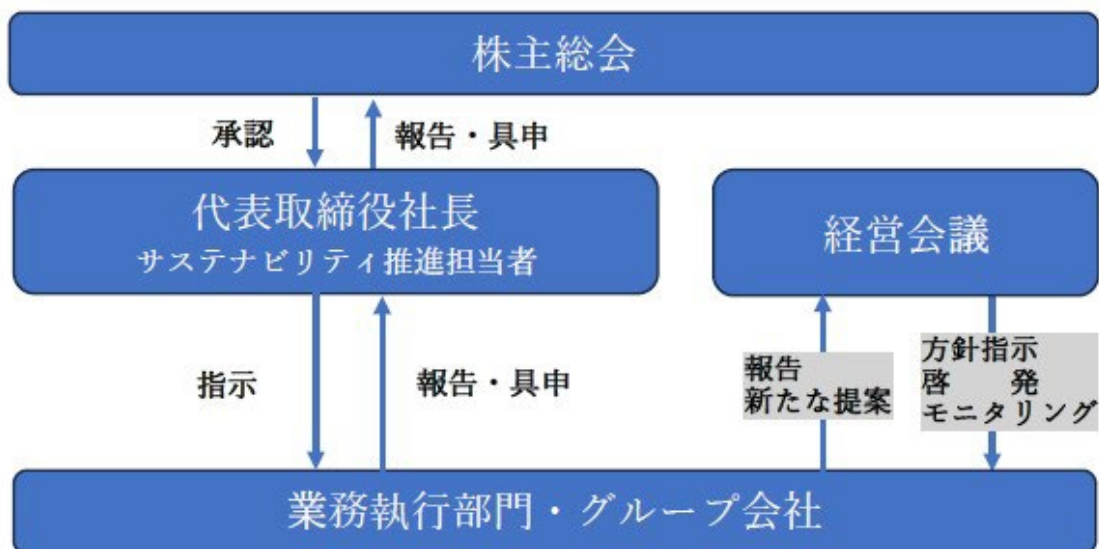
また、事業活動を展開する国と地域において、それぞれの法律、規則を遵守します。万が一現地の法制度と国際的な基準との間に乖離があった場合、弊社の理念や本人権方針のもと、現地の関係者との対話・協議を重ねて適切に対処します。

適用の範囲

本方針は、株式会社 cheers の全役員と、パートタイマー・契約社員を含む全従業員に適用します。また、事業・製品・サービスのバリューチェーン全体に渡る全てのお取引先に対し本方針にご理解いただくように努め、同様の遵守を求めます。

マネジメント体制

株式会社 cheers の人権デュー・ディリジェンスを含むサステナビリティについては、代表取締役が最高責任者として統括しています。弊社は、サステナビリティ経営を推進するため、代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門とグループ会社と協力して、サステナビリティ・ESG 課題の取り組み方針・計画の策定、推進およびモニタリング、社内啓発、ESG 関連情報の開示などを行っています。特に横断的な取り組みが必要なテーマでは、サステナビリティ推進担当者が統括し、業務執行部門及びグループ会社が取り組みの実行・推進・新たな提案を進めています。社内の業務執行部門及びグループ会社は、一年に一回の経営会議にて検証し、代表取締役に報告・具申し、必要に応じて株主総会又は臨時株主総会に報告・具申・付議されます。



なお、人権関連の課題は「人権デュー・ディリジェンスタスクフォース」で議論し、推進しております。

開示

株式会社 cheers では、人権尊重の取り組みについて、株式会社 cheers のサステナビリティウェブサイト、アニュアルレポート等媒体にて定期的に報告いたします。

役職員の研修と教育

すべての役職員を対象とする勉強会、研修、お取引先向け説明会での本方針の周知・教育を行います。

優先的に取り組む人権課題について

株式会社 cheers は、自社事業・バリューチェーンに係る潜在的な人権リスクを洗い出し、そのリスクの発生可能性と人権への影響の深刻度によって優先的に取り組む人権課題を特定しました。

優先的に取り組む人権課題について

(株)cheers の 人権重要分野	特に重要な潜在的な人権リスク	対象とする主な ステークホルダー
サプライチェーン 地域社会	・生産現場での強制労働や児童労働 ・騒音による住民の健康被害	・お取引先様 ・周辺地域の方々
職場環境・労働環境	・職場環境の不備による生命・健康被害 ・職場(採用時含む)での差別やハラスメント	・従業員 ・お取引先様
マーケティング・広告 宣伝における表現	・マーケティング・広告宣伝等の表現による差別されない権利の侵害	・お取引先様
商品やサービスの安全・品質	・商品の安全や品質の不備による・生命・健康被害	・お取引先様

ステークホルダーとの関わり

株式会社 cheers はステークホルダーとのエンゲージメント(建設的な対話)を重視し、透明性の確保と責任ある対応に努めます。今後も外部の専門家を含め、ステークホルダーとの対話を行いながら、人権デュー・ディリジェンスの取り組みを推進いたします。

救済措置および苦情処理

株式会社 cheers では、事業活動に関する懸念等のあらゆる意見の窓口を代表取締役が担当しております。社内または関連企業から意見があった場合、その内容は業務執行部門及びグループ会社を経由して、経営会議に報告され、調査、救済策の検討、関連部署への是正を要請しモニタリングを行います。尚、意見をした者のプライバシーは保護され、不利益を与える行為は一切禁止しています。

事業およびサプライチェーン上の人権侵害にかかわる事案や問題を容認または黙認せず、申し立てを真摯に受け止め、適切な対応をすべく救済、是正措置を講じます。

方針の見直し

株式会社 cheers は、今後も人権の取り組みを強化するため、人権方針を定期的に見直し、改善していきます。

株式会社 cheers

代表取締役 福井 歩